

## 調査計画

### 1 調査の名称

小売物価統計調査

### 2 調査の目的

小売物価統計調査は、小売物価統計（国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別の物価を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

商品の販売又はサービスの提供が事業として行われている事業所

### 4 報告を求める個人又は法人その他の団体

#### (1) 報告者数

動向編 約 30,000 事業所

構造編 約 500 事業所

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出(全数階層あり) 有意抽出)

#### 【動向編】

##### ア 無作為抽出

別表1の2の項に掲げる品目「民営家賃」については、総務大臣が定める調査地域内において無作為抽出した調査地区に所在する民営借家を賃貸している事業所（当該事業所が民営家賃の収納を委託している場合にあつては当該委託を受けている事業所）を都道府県知事が選定する。

なお、調査地区は、国勢調査調査区に基づいている。

##### イ 有意抽出

(ア) 別表1の1の項に掲げる品目については、総務大臣が定める調査地域内において、都道府県知事が調査地区を設定し、設定した調査地区から当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

(イ) 別表1の3の項に掲げる品目（以下「都道府県調査品目」という。）については、都道府県知事が当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

(ウ) 別表1の4の項に掲げる品目（以下「総務省調査品目」という。）については、総務大臣が当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

#### 【構造編】

別表1の5の項に掲げる品目については、総務大臣が定める調査地域内において、都道府県知事が、

当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

### (3) 報告義務者

ア 別表1に掲げる品目は、選定した事業所（以下「調査事業所」という。）の事業主が報告しなければならない。事業主が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事実上当該事業所の事業主に代わる者が報告を行うものとする。

イ 報告は、総務大臣、都道府県知事及び統計調査員の質問に答えること又は報告を求める事項を把握できる書類等を提供することにより行うものとする。

## 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

### (1) 報告を求める事項

総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金及びこれらに附帯する事項（事業所の名称、事業主の氏名、所在地等）を調査する。

〔集計しない事項の有無〕 無 有

事業所の名称、事業主の氏名及び所在地については、内容審査の際の問合せにのみ用いるものであり、集計は行わない。

### (2) 基準となる期日又は期間

以下の品目の区分に応じ、当該区分に定める期日現在によって行う。ただし、これらの期日により難しい場合は、総務大臣が別に定める期日とする。

#### 【動向編】

ア 別表1の1の項及び2の項に掲げる品目

毎月（出回り時期が一部の季節に限定される品目については、出回りのない月を除く。以下同じ。）の12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日。ただし、一部の生鮮食品等については、毎月の5日、12日及び22日を含む各週の水曜日、木曜日又は金曜日

イ 都道府県調査品目

毎月の12日を含む週の金曜日

ウ 総務省調査品目

毎月の12日を含む週の金曜日。ただし、テーマパーク入場料については、毎月の12日を含む週の日曜日

#### 【構造編】

隔月（奇数月）の12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日

## 6 報告を求めるために用いる方法

### (1) 調査系統

ア 調査員調査品目（※） 総務省—都道府県—統計調査員—報告者

※ 別表1の1の項、2の項及び5の項に掲げる品目（以下「調査員調査品目」という。）

イ 都道府県調査品目 総務省—都道府県—報告者

ウ 総務省調査品目 総務省一報告者

(2) 調査方法

- 郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール)  
調査員調査 その他 (職員調査)

[調査方法の概要]

ア 調査の方法

(ア) 調査員調査

① 別表1の1の項及び5の項

前記5 (1) に記載する報告を求める事項について、統計調査員が調査事業所ごとに質問すること又は自ら確認することにより行う。

② 民営家賃

a 前記5 (1) に記載する報告を求める事項について、統計調査員が調査事業所ごとに質問すること又は当該事項を把握できる書類等の提供を求めることにより行う。

b 調査事業所の事業主及び事実上当該事業所の事業主に代わる者の不在その他の事由により、aの方法による調査を行うことができないときは、当該調査事業所から民営借家を賃借している世帯の世帯主又はこれに準ずる者に質問することにより調査することができる。

(イ) その他 (職員調査)

前記5 (1) に記載する報告を求める事項について、総務大臣及び都道府県知事がそれぞれ調査事業所ごとに質問すること若しくは当該事項を把握できる書類等の提供を求めること又は自ら確認することにより行う。

また、調査員調査品目のうち、総務大臣が指定するものについては、総務大臣又は都道府県知事が執行することができる。

(ウ) 電子情報処理組織による調査票及びその他の調査関係書類の提出

(ア) 及び (イ) に係る調査票及びその他の調査関係書類の提出は、総務省が設置する電子計算機 (入出力装置を含む。以下同じ。) と提出をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。

イ 統計調査員

(ア) 統計調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区内における調査員調査品目に係る小売物価統計調査の調査票及びその他の調査関係書類の作成並びにこれに附帯する事務を行う。

(イ) (ア) にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員 (以下「指導員」という。) は、都道府県知事の指揮監督を受けて、統計調査員 (指導員を除く。以下「調査員」という。) に対する指導、調査員調査品目に係る小売物価統計調査の調査票及びその他の調査関係書類の検査並びにこれに附帯する事務を行うものとする。

(ウ) (ア) 及び (イ) にかかわらず、特別の事情により調査員が (ア) の事務の一部を行うことができないときは、都道府県知事の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

## 7 報告を求める期間

### (1) 調査の周期

1 回限り  毎月  四半期  1 年  2 年  3 年  5 年  不定期  その他 (隔月 (奇数月))

(1 年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

動向編：毎月

構造編：隔月 (奇数月)

### (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査員及び指導員は都道府県知事に対しその定める期限までに、都道府県知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票及びその他の調査関係書類を提出する。

6 (2) ア (ウ) に記載する電子情報処理組織による調査票及びその他の調査関係書類の提出については、調査員、指導員及び都道府県知事によって総務省が設置する電子計算機に記録がなされた時をもって、それぞれ提出されたものとみなす。

## 8 集計事項

次の事項について集計する。

### 【動向編】

#### (1) 調査品目の価格

主要品目の都市別小売価格 (都道府県庁所在市及び人口 15 万以上の市)

全国统一価格品目の価格

主要品目の年平均価格 (都道府県庁所在市及び人口 15 万以上の市)

#### (2) 消費者物価指数

##### ア 基本分類指数

全国、都市階級、地方、都道府県庁所在市別の指数

##### イ 財・サービス分類指数

全国、東京都区部の指数

##### ウ 世帯属性別指数、品目特性別指数、連鎖指数

全国の指数

### 【構造編】

動向編の結果と併せて、都道府県別の地域差指数

## 9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法 (■e-Stat □インターネット (e-Stat 以外) ■印刷物 □閲覧)

(2) 公表の期日

調査結果は、別表 2 で示す公表期日に集計完了の都度公表する。

10 使用する統計基準等

■使用する→□日本標準産業分類 □日本標準職業分類 ■その他

(指数の基準時に関する統計基準、季節調整法の適用に当たっての統計基準)

□使用しない

消費者物価指数の作成については、「指数の基準時に関する統計基準」に準拠し、基準時を5年ごとに更新するほか、作成した集計表上に基準時を表章している。

また、「季節調整法の適用に当たっての統計基準」に準拠し、X-13ARIMA-SEATS により季節調整を行うとともに、季節調整法の運用に関する情報等をホームページで公表する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

書 類 名	保存期間	保 存 責 任 者
調査票	3 年	総務省統計局長
調査票の内容 (氏名を除く。) が転写されている電磁的記録	永 年	総務省統計局長
結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録	永 年	総務省統計局長

12 立入検査等の対象とすることができる事項

当該事項なし

別表 1

品 目		調査区分
【動向編】		
	調査品目	
1	うるち米	調査員調査品目
	食パン	
	あんパン	
	カレーパン	
	ゆでうどん	
	そうめん	
	スパゲッティ	
	カップ麺	
	中華麺	
	小麦粉	
	もち	
	シリアル	
	さけ	
	たこ	
	えび	
	あさり	
	ほたて貝	
	塩さけ	
	たらこ	
	しらす干し	
	干しあじ	
	ししやも	
	いくら	
	塩さば	
	揚げかまぼこ	
	ちくわ	
	かまぼこ	
	かつお節	
	魚介漬物	
	魚介つくだ煮	
	魚介缶詰	
	牛肉	
	豚肉	
	鶏肉	
	ハム	
	ソーセージ	
	ベーコン	
	味付け肉	
	牛乳	
	粉ミルク	
	バター	
	チーズ	
	ヨーグルト	
	鶏卵	
	もやし	
	さつまいも	
	じゃがいも	
	さといも	
	にんじん	
	ごぼう	
	ながいも	
	しょうが	
	生しいたけ	
	えのきたけ	
	しめじ	
	カット野菜	

品 目	調査区分
干しいたけ	
干しのり	
わかめ	
こんぶ	
ひじき	
豆腐	
油揚げ	
納豆	
こんにゃく	
梅干し	
だいこん漬	
こんぶつくだ煮	
キムチ	
野菜缶詰	
オレンジ	
バナナ	
キウイフルーツ	
アボカド	
パイナップル	
ナッツ	
食用油	
マーガリン	
食塩	
しょう油	
みそ	
砂糖	
酢	
ソース	
ケチャップ	
マヨネーズ	
ドレッシング	
ジャム	
カレールウ	
乾燥スープ	
風味調味料	
つゆ・たれ	
ふりかけ	
合わせ調味料	
パスタソース	
香辛料	
ようかん	
まんじゅう	
だいふく餅	
カステラ	
ケーキ	
シュークリーム	
ロールケーキ	
プリン	
ビスケット	
キャンデー	
せんべい	
チョコレート	
落花生	
チューインガム	
グミ	
アイスクリーム	
ポテトチップス	
ゼリー	
弁当	
調理パン	

品 目	調査区分
おにぎり	
冷凍米飯	
調理パスタ	
調理ピザ	
無菌包装米飯	
たこ焼き	
すし (弁当)	
うなぎかば焼き	
焼き魚	
煮豆	
きんぴら	
焼豚	
調理カレー	
混ぜごはんのもと	
サラダチキン	
おでん	
ミートボール	
サラダ	
コロッケ	
豚カツ	
からあげ	
やきとり	
ハンバーグ	
冷凍調理コロッケ	
冷凍調理ハンバーグ	
冷凍ぎょうざ	
ぎょうざ	
緑茶	
紅茶	
茶飲料	
インスタントコーヒー	
コーヒー豆	
コーヒー飲料 (セルフ式を除く。)	
果実飲料	
野菜ジュース	
コーラ	
ノンアルコールビール	
炭酸水	
スポーツドリンク	
ミネラルウォーター (配達を除く。)	
豆乳	
ゼリー飲料	
清酒	
焼酎	
チューハイ	
ビール	
発泡酒	
ウイスキー	
ワイン	
うどん (外食)	
日本そば (外食)	
中華そば (外食)	
スパゲッティ (外食)	
すし (外食)	
天丼 (外食)	
カレーライス (外食)	
牛丼 (外食)	
豚カツ定食 (外食)	
しょうが焼き定食 (外食)	
ぎょうざ (外食)	

品 目	調査区分
ハンバーガー (外食)	
ハンバーグ (外食)	
ピザ (配達)	
サンドイッチ (外食)	
焼肉 (外食)	
コーヒー (外食)	
ビール (外食)	
やきとり (外食)	
システムバス	
温水洗浄便座	
給湯器	
システムキッチン	
カーポート	
修繕材料	
畳替え代	
ふすま張替費	
大工手間代	
駐車場工事費	
壁紙張替費	
塀工事費	
外壁塗装費	
屋根修理費	
水道工事費	
植木職手間代	
プロパンガス	
灯油	
電気炊飯器	
電子レンジ	
ガステーブル	
冷蔵庫	
掃除機	
洗濯機	
ルームエアコン	
温風ヒーター	
空気清浄機	
食器戸棚	
食堂セット	
ソファ	
照明器具	
カーペット	
カーテン	
クッション	
ベッド	
布団	
シーツ	
布団カバー	
敷きパッド	
茶わん	
皿	
水筒	
鍋	
フライパン	
スポンジたわし	
電球・ランプ	
タオル	
マット	
物干し用ハンガー	
収納ケース	
ラップ	
ポリ袋	

品 目	調査区分
キッチンペーパー	
漂白剤	
ティッシュペーパー	
トイレトペーパー	
台所用洗剤	
洗濯用洗剤	
柔軟仕上剤	
殺虫剤	
芳香・消臭剤	
家事代行料	
女性用着物	
男性用スーツ	
男性用上着	
男性用ズボン	
男性用コート	
男性用学校制服	
女性用スーツ	
ワンピース	
スカート	
女性用スラックス	
女性用コート	
女性用上着	
女性用学校制服	
子供用ズボン	
乳児服	
ワイシャツ	
男性用スポーツシャツ	
男性用セーター	
ブラウス	
女性用Tシャツ	
女性用セーター	
子供用Tシャツ	
男性用シャツ	
男性用パンツ	
男性用パジャマ	
ブラジャー	
女性用ショーツ	
ランジェリー	
子供用下着	
帽子	
男性用靴下	
女性用靴下	
ベルト	
マフラー	
男性用靴	
女性用靴	
大人用運動靴	
子供靴	

品 目	調査区分
大人用サンダル	
スリッパ	
クリーニング代	
履物修理代	
被服賃借料	
感冒薬	
鼻炎薬	
漢方薬	
胃腸薬	
ビタミン剤	
ドリンク剤	
皮膚病薬	
はり薬	
目薬	
プロテインパウダー	
入浴剤	
生理用ナプキン	
コンタクトレンズ用剤	
軽度失禁用品	
マスク	
眼鏡	
血圧計	
補聴器	
サポーター	
紙おむつ	
コンタクトレンズ	
マッサージ料金	
自転車	
ガソリン	
自動車タイヤ	
自動車バッテリー	
カーナビゲーション	
ドライブレコーダー	
ヘルメット	
自動車整備費	
車庫借料	
駐車料金	
洗車代	
学習用机	
ヘッドホン・イヤホン	
ボールペン	
ノートブック	
はさみ	
グローブ	
テニスラケット	
釣ざお	
ゴルフクラブ	
トレーニングパンツ	
水着	
競技用靴	
人形	
玩具自動車	
組立玩具	
家庭用ゲーム機	

品 目	調査区分
ゲームソフト	
ビデオソフト	
園芸用肥料	
園芸用土	
鉢植え	
ペットフード	
ペット美容院代	
ペットトイレ用品	
電池	
講習料（英会話）	
講習料（書道）	
講習料（音楽）	
講習料（ダンス）	
講習料（水泳）	
講習料（体育）	
ゴルフ練習料金	
フィットネスクラブ使用料	
写真撮影代	
カラオケルーム使用料	
獣医代	
エステティック料金	
ヘアカラーリング代	
理髪料	
パーマメント代	
カット代	
電気かみそり	
ヘアドライヤー	
歯ブラシ	
手洗い用石けん	
洗顔料	
ボディソープ	
クレンジング	
シャンプー	
歯磨き	
ヘアコンディショナー	
ヘアカラーリング剤	
整髪料	
養毛剤	
化粧クリーム（カウンセリングを除く。）	
化粧水（カウンセリングを除く。）	
ファンデーション（カウンセリングを除く。）	
口紅（カウンセリングを除く。）	
制汗剤	
乳液（カウンセリングを除く。）	
傘	
通学用かばん	
バッグ（輸入ブランド品を除く。）	
旅行用かばん	
指輪	
腕時計	
ハンカチーフ	
まぐろ	調査員調査品目 （うち一部の生鮮食品等）
あじ	
いわし	
かつお	

品 目	調査区分
さば	
さんま	
たい	
ぶり	
いか	
かき（貝）	
キャベツ	
ほうれんそう	
はくさい	
ねぎ	
レタス	
ブロッコリー	
アスパラガス	
だいこん	
たまねぎ	
れんこん	
えだまめ	
さやいんげん	
かぼちゃ	
きゅうり	
なす	
トマト	
ピーマン	
りんご	
みかん	
しらぬひ	
梨	
ぶどう	
柿	
桃	
すいか	
メロン	
いちご	
さくらんぼ	
切り花	
2 民営家賃	調査員調査品目
3 学校給食	都道府県調査品目
公営家賃（公的住宅）	
水道料	
下水道料	
浄化槽清掃代	
人間ドック受診料	
予防接種料	
バス代	
タクシー代	
自動車免許手数料	
PTA会費（小学校）	
PTA会費（中学校）	
中学校授業料（私立）	
高等学校授業料（公立）	
高等学校授業料（私立）	
大学授業料（国立）	
大学授業料（私立）	
短期大学授業料（私立）	
専修学校授業料（私立）	
補習教育（中学校）	
補習教育（小学校）	
補習教育（高校・予備校）	
新聞代（地方・ブロック紙）	
自動車教習料	

	品 目	調査区分
	ケーブルテレビ受信料 ゴルフプレー料金 プール使用料 ボウリングゲーム代 文化施設入場料 入浴料 葬儀料 保育所保育料 学童保育料 行政証明書手数料 パスポート取得料	調査区分
4	コーヒー飲料（セルフ式） ミネラルウォーター（配達） 乳酸菌飲料 ドーナツ（外食） フライドチキン（外食） 公営家賃（独立行政法人都市再生機構） 火災・地震保険料 電気代 都市ガス代 リサイクル料金 モップレンタル料 サプリメント 医科診療代 鉄道運賃 鉄道通学定期代 鉄道通勤定期代 乗用車 レンタカー料金 カーリース ロードサービス料 有料道路料 自動車保険料（自賠責） 自動車保険料（任意） 信書送達料 固定電話通信料 携帯電話通信料 運送料 携帯電話機 学習参考教材 教科書 通信教育 ピアノ コンパクトディスク ペット保険料 新聞代（全国紙） 月刊誌 週刊誌 単行本 放送受信料（NHK） 放送受信料（NHK・ケーブルを除く。） 映画観覧料 演劇観覧料 プロ野球観覧料 テーマパーク入場料 インターネット接続料	総務省調査品目

品 目		調査区分
	ウェブコンテンツ利用料	
	資格試験	
	化粧クリーム (カウンセリング)	
	化粧水 (カウンセリング)	
	ファンデーション (カウンセリング)	
	口紅 (カウンセリング)	
	乳液 (カウンセリング)	
	美容液	
	バッグ (輸入ブランド品)	
	たばこ	
	介護料	
	警備料	
	傷害保険料	
<b>【構造編】</b>		
5	うるち米 食パン あんパン カレーパン そうめん カップ麺 たらこ しらす干し 揚げかまぼこ ちくわ 牛肉 豚肉 鶏肉 ハム ソーセージ 牛乳 鶏卵 干しのり わかめ 豆腐 油揚げ 納豆 こんにゃく 梅干し だ いこん漬 食用油 しょう油 みそ マヨネーズ ビスケット キャンデー せんべい チョコレート ポテトチップス おにぎり サラダ コロケ 緑茶 清酒 焼酎 ウイスキー ビール 発泡酒 チューハイ ラップ ティッシュペーパー トイレtpペーパー 台所用洗剤 洗濯用洗剤 ドリンク剤 生理用ナプキン 手洗い用石けん 歯磨き 整髪料 養毛剤 化粧水 (カウンセリングを除く。)	調査員調査品目

別表 2

## 調査結果の公表の方法及び期日一覧

公表に係る集計事項	公表の期日等	備考
<p><b>【動向編】</b>            (調査品目の価格)            ●主要品目の都市別小売価格(都道府県庁所在市及び人口15万以上の市)            ●全国統一価格品目の価格</p>	<p>東京都区部及び全国統一価格品目は、原則として、調査月の末日まで            他の都市は、原則として、調査月の翌月の末日まで            ただし、「自動車ガソリン」の都市別小売価格は、原則として、調査月の翌月20日まで</p>	<p>インターネットへの掲載。            追って、報告書を刊行。</p>
<p>●主要品目の年平均価格(都道府県庁所在市及び人口15万以上の市)</p>	<p>原則として、調査年の翌年の4月末日まで</p>	
<p>(消費者物価指数)            ●全国、都市階級、地方、都道府県庁所在市別の基本分類指数            ●全国、東京都区部の財・サービス分類指数            ●全国の世帯属性別指数、品目特性別指数、連鎖指数</p>	<p>東京都区部は、原則として、調査月の末日まで、ほかは、原則として、調査月の翌月の末日まで            (年平均結果は、調査年の12月分、年度平均は3月分と同時)</p>	
<p><b>【構造編】</b>            ●動向編の結果と併せて、都道府県別の地域差指数</p>	<p>原則として、調査年の翌年の6月末日まで            (消費者物価指数の基準年(西暦年の末尾が0又は5の年)の集計結果については、調査年の翌年の9月頃に公表)</p>	

## 回収状況

### ●価格調査

	令和6年	令和5年	令和4年	令和3年	令和2年
調査対象数	2,343,402	2,343,402	2,343,402	2,488,830	2,488,830
回収数	2,343,402	2,343,402	2,343,402	2,488,830	2,488,830
回収率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

### ●家賃調査

	令和6年	令和5年	令和4年	令和3年	令和2年
調査対象数	153,407	176,864	176,357	176,126	176,205
回収数	134,739	137,307	137,054	137,056	136,113
回収率	87.83%	77.63%	77.71%	77.80%	77.20%

## 小売物価統計調査（動向編）調査市町村及び事業所の選定について

### 1. 調査市町村の選定

価格調査及び家賃調査の調査市町村は、家計調査の層化基準\*を基に 168 層の各層から 1 市町村を抽出することとしている。

\* 都道府県庁所在市、川崎市、相模原市、浜松市、堺市及び北九州市の各 52 都市を 1 層とするほか、それ以外の全国の市町村を人口規模、地理的位置、産業的特色などによって 116 層を設定している。

ただし、沖縄県の調査市町村においては、本土復帰の際に旧琉球政府が実施していた小売物価統計調査をそのまま引き継いだため、小都市 A の一つの層で調査市町村を割り当てていない。

### 2. 調査事業所の選定

#### (1) 価格調査

価格調査では、調査市町村全域を A 品目の価格取集数と同数に分割し、それぞれを価格調査地区として設定している。価格調査地区数は全国で約 580 である。各調査地区内で、調査品目ごとに販売数量又は従業者規模等の大きい店舗の順に、価格取集数に応じた店舗を調査店舗として選定している。

表 価格調査地区数

都市階級	価格調査地区数
東京都区部	42
大阪市	12
横浜市、名古屋市、京都市、神戸市	12
札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、広島市、福岡市、北九州市	8
新潟市、静岡市、浜松市、堺市、岡山市、熊本市	6
上記以外の県庁所在市、相模原市	4
上記以外の人口 15 万以上の市	4
上記以外の人口 5 万以上 15 万未満の市	2
人口 5 万未満の市、町村	1

#### (2) 家賃調査

「参考 2 家賃調査地区の抽出について」を参照

## 小売物価統計調査（構造編）調査市町村及び事業所の選定について

### 1. 調査市町村の選定

「動向編」の調査地域となっていない全国の都道府県庁所在市以外の市（89市）\*とする。

\*「動向編」の調査市町村（167市町村）と併せて、各都道府県において人口の50%をカバーすることを目標に、経済圏のバランスを考慮して調査市を選定する。

### 2. 調査事業所の選定

調査市全域を価格調査地区として設定し、スーパーを中心に代表的な店舗を調査品目ごとに販売数量が多い順又は従業者規模等の大きい順に、価格取集数に応じた店舗を調査店舗として選定している。

## 小売物価統計調査 家賃調査地区の抽出について

調査対象は全国の民営借家を賃貸している事業所とし、調査地区は国勢調査調査区に基づき、以下のとおり、抽出する。

- 民営借家世帯数を確保するため、原則、調査地区は民営借家世帯が15世帯以上の調査区から抽出する。なお、民営借家世帯数が15世帯以上の調査区が所定の調査地区数に満たない場合は、5世帯以上の調査区を対象とする。
- 特定の調査地区が続けて調査の対象とならないよう選定する。

### (1) 層の設定

消費者物価指数の民営家賃指数が、「住宅の構造」及び「延べ面積」で区分された指数を基に算出されていることから、調査区の層化基準はこの区分を考慮したものとする。

層化基準		層番号
(木造住宅の多い調査区) 木造住宅の割合が50%以上の調査区		1
(非木造住宅の多い調査区) 木造住宅の割合が50%未満 の調査区	(小面積の住宅が多い調査地区) 小面積住宅の割合が50%以上の調査区	2
	(小面積の住宅が少ない調査区) 小面積住宅の割合が50%未満の調査区	3

### (2) 抽出方法

調査地区の抽出は、調査市町村ごとに層単位で、民営借家世帯数による確率比例抽出を行う。各層の調査地区数は、全ての調査区数に占める各層の割合に応じて比例配分する。

なお、「小都市A」及び「小都市B・町村」は、調査地区数を最少の3としているため層化は行わない。

また、民営借家数が15世帯以上の調査区数が所定の調査地区数に満たない場合は、層化抽出を行わず、民営借家世帯数が多い調査区を抽出する。抽出した調査地区数は以下の表のとおり。

表 都市階級別民営家賃調査地区数

都市階級	家賃調査地区数
東京都区部	54
大阪市	36
横浜市、名古屋市、京都市、神戸市	24
札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、広島市、福岡市、北九州市	18
相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市、岡山市、熊本市	15
上記以外の県庁所在市	9
上記以外の人口15万以上の市	9
上記以外の人口5万以上15万未満の市	3
人口5万未満の市、町村	3

## 4

# 調査する店舗等はどうに選ばれるのですか？

## 小売物価統計調査（動向編）

第1段階  
グループ分け

第2段階  
小さく分割

第3段階  
選定

全国  
約1,700  
市町村



全国  
約580  
地域  
(家賃調査は  
約1,250地域)



全国  
約30,000店舗・事業所

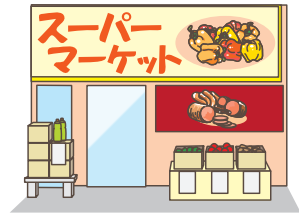
全国約1,700市町村を人口規模などで167のグループに分け、そこから1市町村ずつ、167市町村を選定します。

選定した167市町村内をさらに小さく分割し、実際に調査を行う地域を選定します。

価格調査は、選定した地域全域を価格調査地区として設定し、全国で約28,000店舗において、調査を行っています。家賃調査は、選定した地域に住んでいる全ての民営借家世帯の家賃を、約2,000事業所において調査を行っています。

## 小売物価統計調査（構造編）

全国89市



動向編の調査市及び全国の県庁所在市以外の市の中から、県内経済圏、人口規模などにより89市を選定します。

調査市内にある、スーパーを中心とした代表的な店舗を選定します。

## 小売物価統計調査 集計方法

小売価格は、原則、単純算術平均により算出している。

※ 民営家賃の平均価格は、全家賃調査地区の家賃総額を借家の総面積で除し、3.3 m<sup>2</sup>当たりで算出している。